

## 令和4年5月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和4年5月10日(火) 午後2時30分～午後3時21分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	10	芝 順子	16	岡崎 誠
4	井上 靖好	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
6	安藤 久徳	12	伊勢脇 精藏	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	13	土居 忠栄	19	畠中 温喜
8	遠地 美千代	14	清水 優志		
9	山本 官	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	8	竹村 光一
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	3	伊与田 真哉	5	加用 雅啓

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	5	宮地 秀之	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	主幹	安田 晃子
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和		
係長	柴 秀樹		

6 議 案

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について(1件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(5件)

第3号議案 非農地証明書の交付について(3件)

第4号議案 買受適格証明書の交付について(1件)

第5号議案 農用地利用集積計画(案)について(1件)

第6号議案 農用地利用配分計画(案)について(1件)

第7号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告事項

その他

◆議 長 (福留会長)

只今から令和4年5月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。  
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号3番 伊与田 真哉 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、武井 健治 委員、宮地 秀之 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。  
以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長 (福留会長)

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号10番 芝 順子 委員、議席番号11番 岡村 猛 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は2ページになります。番号1。土地の表示は、森沢字カキノ木バタ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレット1・2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。申請地については平成26年8月に売買で取得した農地でしたが、転用手続きを経ず宅地となっているもので、始末書付きでの申請となっています。なお、始末書によりますと、平成29年7月頃には既に埋め立てられた状態であり、その後、令和3年3月に住宅を建築したとのこと。場所については、森沢集会所より270mほど南側に位置する農地です。申請地の北側は県道346号線、西側が市道、東側は農業用倉庫、南側は申請者所有の農地(一部農業用倉庫)となっており、周辺に及ぼす影響はないものと考えられます。雨水については、申請地北側の既設の市道側溝に排水します。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということとなります。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員 (中筋・東中筋地区担当)

14番、中筋・東中筋担当の清水です。番号1番ですが、先ほどの事務局の説明のとおりです。4月26日、会長と事務局、申請者で現地確認を行いました。申請地の北側は県道、西側は市道、東側は農業用倉庫、南側は申請者の所有の農地であって、雨水については市道の側溝に排水するというところでございました。周辺に及ぼす影響はないものと考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の中筋・東中筋の岡本です。26日に現地の方に来て下さいということでしたけど、自分の私用の方で行けませんでした、後日確認の方に行かせてもらいました。この紙に書かれているのと間違いありません。

◆議長（福留会長）

○以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

○ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3、4ページになります。

番号1、2。番号1、番号2は関連がありますのでまとめて説明します。土地の表示は 佐岡三反畑以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎

委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、中古車自動車販売展示場の設置により宅地とするものです。場所については北側に幡多公設地方卸売市場、南側にドリーマー中村会館があり、東側は農地のため所有者から転用について同意を得ています。また、西側に幅員6.3mの国道56号線があります。生活排水等は発生せず、雨水についても自然浸透するため、付近の農地に対する転用による影響はないものと思われま

す。申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号3。土地の表示は古津賀一丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。お手元のタブレット5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅建築により宅地とするものです。場所については申請地の南側隣地が古津賀5号公園です。北側は農地ですが、既に宅地転用の5申請により許可が出ているところです。北側及び南側の農地の所有者からは転用についての同意を得ています。西側は幅員6.3mの市道となっています。また、雑排水については合併浄化槽を設置して既設の西側市道側溝に排水します。これらのことから周辺の農地に与える影響はないものと思われま

す。申請地は都市計画区域内の用途指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号4。土地の表示は平野大人以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員、宮崎推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場とするものです。場所については、有限会社下田重機から150mほど北側に位置する農地です。申請地の北側は譲渡人所有地、南側は原野及び譲受人所有地、東側は原野、西側は幅員6mの市道となっています。また、雨水については自然浸透で処理します。これらのことから周辺の農地に与える影響はないものと思われま

す。申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということでもあります。

続きまして、番号5。土地の表示は具同田黒二丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月26日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。お手元のタブレットの9、10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅建築により宅地にするものです。場所については、具同小学校より南に280mほどの農地です。申請地の西側は農地で、所有者から転用についての同意を得ています。また、東・北側は宅地で、南側は市道となっています。また、生活排水については、浄化槽を経由し南側側溝に排水し、雨水は雨水樹3か所を経由または勾配を利用して南側側溝へ排水、一部は自然浸透となっています。これらのことから周辺の農地に与える影響はないものと思われま

す。申請地は都市計画区域内の用途指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる

土地ということであります。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区の尾崎です。1番・2番の5条申請について意見を言わせていただきます。4月28日、農業委員関係者ならびに申請関係者とで現地確認を行いました。西側は国の土地、北側は市道、東側は畑、南側は駐車場となっている土地です。駐車場に転用するものです。申請地は市道より直接出入りができます。生活排水等は発生せず、農地に対する悪影響はない模様です。隣接する農地の所有者からは転用の同意書を得ているということです。何ら問題はないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議 長 （福留会長）

宮地（秀）推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

4番の井上です。3番について説明させていただきます。詳細につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりですので、そこは割愛させていただきます。これはいつも毎月のように行っている一丁目のところで、現地確認をさせていただきましたけれども、問題がないものと考えております。適当であると考えていますので、以上です。

◆議 長 （福留会長）

宮地（秀）推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

19番、下田地区担当畠中です。4月26日火曜日11時半から、先ほど事務局説明のとおりに現地確認を行いました。説明にあったとおりに何ら問題はありません。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

特に問題ないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当の正木です。5番の案件ですけれども、問題ございません。排水とか浄化槽の水についても既設の排水路に排水するというところでございますので、適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいまの案件につきましても、宮地（秀）推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は、渡川三丁目、以下申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議

案書記載のとおりです。番号1につきましては、4月26日に事務局で現地に向かい、申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては前のスクリーンとお手元のタブレット11、12ページをご覧ください。現地は居宅が建築されて数十年が経っている状況です。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないものと思われま

続きまして、番号2。土地の表示は具同、以下申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。番号2につきましては、4月26日に会長、事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員、申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては前のスクリーンとお手元のタブレットの13、14ページをご覧ください。現地は40年以上前から宅地となっている状況です。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

続きまして、番号3。議案書は6ページになります。土地の表示は具同、以下申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。番号3につきましては、4月26日に会長、事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員、申請者代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては前のスクリーンとお手元のタブレットの15、16ページをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。非農地証明書の交付についての1番の案件です。事務局の説明のとおりで、人為的に転用した土地でございます。転用してから15年以上経過しておりますが、農地行政上にも支障があるとは思えません。非農地証明書の交付が適当であると思

◆議 長（福留会長）

ただいまの案件について、担当の宮地（秀）推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。2番の非農地証明書の交付についての案件です。事務局の説明のとおりでございます。これも、人為的に転用しているという土地でございます。農地行政上にも支障がないと思っております。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいまの案件につきましても、宮地(秀)推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。

◆議 長 (福留会長)

続きまして、「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

15番、具同地区担当正木です。非農地証明書の交付についての3番の案件でございます。こちらについても、人為的に転用しております。それから、15年以上経っておりますが、農地行政上に支障はないということで、非農地証明書の交付は適当と考えております。以上です。

◆議 長 (福留会長)

この案件につきましても、宮地(秀)推進委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 買受適格証明書の交付について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。



## ○事務局

第4号議案 買受適格証明書の交付について説明します。

この証明書は、高知地方裁判所が農地の公売を実施する際、必要なものです。この証明書の交付については、民事執行法による農地売却の処理方法の通知により、農地法第3条申請の手続きに準じて行うこととされているため、農地法第3条申請の許可要件を満たしているかどうかを審議します。なお、この証明を受けたものが公売にて落札した後、法務局において登記名義人変更手続きに必要な農地法第3条許可申請書の提出があった場合には、再度総会を招集せずに許可をして差し支えないかの決議も併せてお願いいたします。

それでは説明します。番号1 土地の表示は、古津賀字アソウダ961番1、登記地目は畑、現況は田、面積は1,302㎡、申請理由は買受で、申請人は議案書のとおりです。申請人は農作業歴50年の72歳で専業農家です。労働力は申請人のみとなっています。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有しているとのこと。通作距離は自宅から300mの距離で、効率的に耕作していくものと認められます。耕作面積は65aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、耕作状況は今までと変わりなく耕作するということですので、周辺の農地に与える影響等はないものと思われれます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。  
○上です。

### ◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

### ◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山の尾崎です。1番、申請地の意見を言わせていただきます。4月27日、申請地、現保有地の状況確認ならびに本人にも会い、内容を確認しました。既に保有している農地も今回取得する農地についても、その他調査確認事項について全て問題のない状況でした。以上の関係から問題ないと思われれますので、よろしく願いいたします。

### ◆議長（福留会長）

担当の宮地（秀）推進委員からはこの案件について適当であるとの連絡が事務局へありました。

### ◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員のご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

### ◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 買受適格証明書の交付について、採決いたします。また、

この買受適格証明書の交付を受けた者が落札した後、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事業が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差し支えないかも合わせ、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、買受適格証明書の交付について、これを適当と認め原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。なお、農地の受け手である田野川甲営農組合の関係者ですので、山本委員は退出をお願いいたします。

～～～ 山本委員退出 ～～～

◆議長（福留会長）

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は8ページ、農用地利用集積計画書（案）は9ページになります。

この案件は、借受人が高知県農業公社です。農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は8ページ、農用地利用集積計画書（案）は9ページになります。

それでは1番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。使用貸借期間は令和4年5月10日から令和14年5月9日までの10年間となっております。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

なお、この案件については山本委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

武井推進委員からはこの案件について適当であると連絡が事務局へありました。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

◆議 長（福留会長）

○ 続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、10ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の11ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。

1番、右側の貸付先ですが、田野川甲の農事組合法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、12ページの借受選定理由書をご覧ください。

○ 農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位のものが最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

なお、この案件については山本委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

武井推進委員からはこの案件について適当であるとの連絡が事務局へありました。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15 番、正木ですけれども、中間管理の農業公社との時には賃料はもちろん決まってないと思いますけれども、そこで使用貸借ということになっていますが、農事組合法人が耕作するというこの案件の時には、使用貸借ということになっておりますけど、この時点では賃料は決まってないということでしょうか。

○事務局

質問にお答えいたします。この場合、貸借の種類は使用貸借ということで賃貸料は発生しないという中身になっております。実際のところ、書類上的には、いわゆるタダでというような中身にはなっております。こちらの方として、いくら払うなどの内容があるかとかいうことも、この中では出てきませんので、お金のやり取りは無いものとしての処理となるものと思っております。以上です。

◆議 長（福留会長）

正木委員さん、いいですかね。

他に、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長（福留会長）

他にご意見・ご質問が無いようですので、第 6 号議案 農用地利用配分計画（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）について、これを適当と認め等申することといたします。

山本委員は入室してください。

~~~~ 山本委員入室 ~~~

◆議 長（福留会長）

続きまして、第 7 号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、第 7 号議案の説明をいたします。

お手元にお配りしております、「第 7 号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」をご覧ください。

この決議の経過といたしましては、令和元年、県外にて農地転用にに関わり農業委員会の会長が農地法違反と収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生し、農林水産省より綱紀粛正の通知が発出されました。

このことを受け、全国農業会議所から全ての農業委員会に対し、職責の再認識と法令違反の再発防止の申し合わせ決議を行うよう依頼があったため、本市農業委員会におきましても、令和2年1月の農業委員会総会にて、農業委員会法第31条及び同法第33条を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保するという内容の決議を行っております。

なお、この決議については決議内容を保持する観点から、毎年度実施することとされているため、今年も実施するものであり、毎年度5月の総会で実施することとしております。

それでは、決議分を読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和4年5月10日、四万十市農業委員会。以上です。

#### ◆議長（福留会長）

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

#### ○事務局

農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更について」をご覧ください。

形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項の規定により、届出書の提出があった場合、書類審査及び現地調査を行ったうえで、届出者に結果を通知し、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

番号1。土地の表示は佐岡、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。4月26日に事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット18ページをご覧ください。現地は道路から数十センチ低く、水が溜まりやすい状況のため、今回道路と同じ高さまでかさ上げするものです。届出にあたり、隣地農地所有者の同意を得ており、形状変更後はこれまでどおり畑として耕作の用に供することを確認しております。また、東山地区担当の宮地推進委員は本日欠席ですが、この件について適当であるとの意見をいただいております。

以上のことから、農地形状変更指導要領第3条各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和4年5

月9日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で、事務局からの報告が終わりました。

続きまして、その他でございますので、事務局よりお願いいたします。

○事務局

令和4年最適化活動の目標の設定等についてということで、お手元に配布をさせていただいております。それをご覧いただきたいと思います。両面印刷2枚綴りになります。これにつきましては、毎年度6月の総会の時に目標をたてた後、実績を2つ議案としてあげさせていただいて、皆さんに確認いただいていたところですが、今年最適化活動に関する補助事業関係の中身が変わることがありまして、今回急遽今日の総会でこの部分、活動の目標設定という中身についてご提案させていただくことになりました。ご覧いただく内容については、中身のパターンについては例年の中身とほぼ同じような内容にはなっております。細かい説明はあれですけど、表の1ページ目から農業委員会の現在の状況でありますとか記載をされておまして、それから四万十市管内の農家・農地の現状でありますとか、これが数字的なものが入っております。2ページ、裏面になります。最適化活動の目標ということで農業委員・推進委員が活動されたなかで、これまで農地を集積していただいている数字的なものが記載されておまして、今年度の目標はこれぐらいを目標にしようじゃないかというような数字を事務局の方で平均的な数字を試算して入れさせていただいております。この通りいくかどうかというのは未知数の部分でございますが、その数字を入れさせていただいております。続いて、遊休農地の関係、新たに農業を始めたいという方（新規参入）の開拓と言いますか、それを促進させるという部分を今回加わってくるというようなことございまして、中身に新規参入の方が何人ぐらいかというようなことで数字を、これまでの数字を入れさせていただいております。それから、新規参入の下の部分これが重要といひましょか、皆さんにご苦勞かける部分になる可能性があるんですけど、最適化活動の活動目標というところがあって、1人当たりの活動日数があると思ひます。毎月6日ということで、これが国からの通達によって（ひと月に）最低この日数はクリアしてくださいという通達が全国の農業委員会に来ておまして、活動といつても様々な活動があると思ひますけど、これは後の事務連絡のなかで、この活動報告に絡んでお話を後でさせていただきますので、とりあえずこのような形になっております。例年通り8月～10月の農地パトロール関係、これは年間通して随時気になるところがあれば連絡もいただいておりますので、これは継続した活動とはなると思ひます。目立った部分はあまりないですけど、特にこの最適化活動の活動目標という部分が定められているということがありますので、分かりにくい部分も結構ありまして、これはまたかみ砕いた資料を後日お配りするというような形をとらせていただきたいと思います。とりあえず今日の目標の設定の資料についてはこれでご確認いただければと思ひております。以上です。

◆議長（福留会長）

皆さん、事務局の説明分かったでしょうか。

承認ということで決を採らせていただきたいと思います。なお、詳しいことは事務局で書類を作って皆さん方に説明をしていただきますので、よろしくお願ひします。今日は一応承認ということでよろしいでしょうか。挙手をお願ひします。

〜〜 農業委員《全員挙手》 〜〜

◆議長（福留会長）

承認ということで、ありがとうございました。

最後に、その他委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。



四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 5 月 10 日

議長 福留 宣彦

署名委員 芝 順子

署名委員 岡村 猛